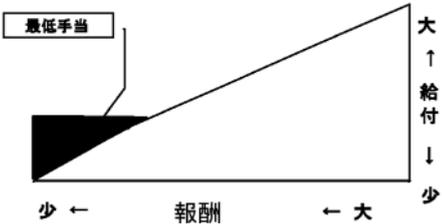
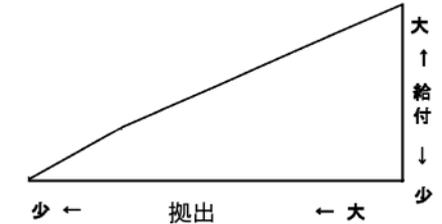


国内	イタリア	
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p>	<p>報酬方式（1995年までに労働を開始した者に適用。いずれにせよ、2011年までの保険料分に関してのみ）</p> 	<p>拠出方式（1996年1月1日以降の保険料納付分について適用。ただし、1995年までに18年以上の保険料納付期間がある場合を除く）</p> 
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<p>◎被用者 ◎自営業者の大部分 ×無職（ただし△主夫・主婦）</p>	
<p>保険料率</p>	<p>保険料率：被用者については33%，自営業者については、年齢、居住地、所得、他の保険制度への加入状況などに応じて21%～33%（2018年）。</p>	
<p>支給開始年齢</p>	<p>2018年から性別や職業を問わず原則66歳。ただし、平均余命の伸びと連動させる形でさらに調整され、実際の支給年齢は、2018年に66歳7か月、2019年に67歳である。</p> <p>〈例外〉 繰上年金、社会的繰上年金、過重労働・夜間労働従事者に対する繰上年金、19歳未満の早期就労開始者についての繰上措置等多数ある。また、実態としては貸付の形ではあるが、任意的繰上年金と呼ばれる早期支給に代わる措置もある（以上につき、本文参照）。</p>	
<p>基本受給額</p>	<p>下記「給付の構造」参照。</p>	
<p>給付の構造</p>	<p>報酬に直接関連する「報酬方式」で算出。 【受給額】 現役時代の年収額の平均×保険料納付年数 (最高40年) ×支給率（原則2%）</p>	<p>納付した保険料額を年金受給額の算定の基礎として用いる「拠出方式」で算出。 【受給額】 拠出総額×転換指数 ※拠出総額は、年収に算定率（被用者の場合33%）を乗じた額を、全就労期間について合算する。転換指数は、支給開始年齢が高いほど高く設定されている。</p>
<p>所得再分配</p>	<p>下記「国庫負担」参照。</p>	
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>賦課方式</p>	
<p>国庫負担</p>	<p>最低手当やみなし拠出、社会的繰上年金など、保険料に対応しない給付が支給される場合。</p>	<p>左に同じ。ただし、下記のように、最低手当の保障はない。</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>低年金者かつ低所得者については、①最低手当（trattamento minimo, 最大月額507.46ユーロ、2018年）まで、および、②60歳以上について、年齢別に社会的増額措置（maggiorazione sociale, 月額25.83ユーロから136.44ユーロまで、2018年）までの増額等がある。</p>	<p>拠出方式で支給される老齢年金については、左のうち、②のみ存在。</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>イタリア在住の66歳7か月以上（2018年の場合）の低所得者（単身者では年収5,889.00ユーロ以下、2018年）には、社会手当（assegno sociale）を支給（月額453.00ユーロ×13か月分、2018年）。ただし、手当の満額と（前記年収を13か月で割ったものとの差額を支給）。</p>	
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>補足的保障制度（previdenza complementare）により公的年金を補完。また、伝統的に退職手当（trattamento di fine rapporto, TFR）と呼ばれる退職金制度も存在。</p>	

イタリアの年金制度

中益陽子 (亜細亜大学法学部准教授)

1. 制度の特色

イタリアの公的年金制度は、賦課方式で運営される強制加入の公的年金制度を1階部分として、積立方式で任意加入の民間年金制度(補足的保障制度と呼ばれる)を2階部分として整序されている。

公的年金制度の対象者は、基本的に就労者のみであり、日本のような国民皆年金の発想を現在をもっていない。ただし、この場合の就労者とは、広く自営業者を含む。現行では、伝統的なタイプの自営業者(自営農、職人、商人)のほか、準従属労働者とよばれる新しいタイプの労働者(法的には自営業者に分類されるものの、経済的・社会的従属性の点では被用者と同視される者)などにも公的年金制度への加入を義務づけている。

イタリアの制度の特色としては、納付した保険料に年金額を連動させる「拠出方式」(いわゆる「概念上の拠出建て方式」という年金算定方式を採用していることも挙げられる。同様の方式は、スウェーデンやポーランドなどでも採用されているが(いずれも1999年の年金改革において)、イタリアでの採用は、1995年のディーニ改革のときであり、他国に先んじる形になった。ただし、それまでのイタリアで採用されてきた報酬ないし所得に直接関連させて年金給付額を決定する方式(「報酬方式」と呼ばれる)も完全には廃止されていない(後述4参照)。なお、こうした年金算定方式の適用は、労働者か自営業者かによって区別されない。つまり、自営業者であっても、報酬比例で社会保険料を徴収し、報酬比例ないし保険料比例(前述の通り、保険料は報酬に比例するため、間接的には報酬比例)の年金が支給される。

もう1つ、従前のイタリアの制度には、保険事故の点にも特徴があった。イタリアでは、老齢、障害および被保険者死亡の場合に年金を支給するほか、一定の保険料納付期間と労働からの引退を要件として支給される「年功年金」が存在したのである。しかし、この年功年金は、高齢者の所得保障という点で、実質的な機能が老齢年金と重なることもあり、

2011年のフォルネーロ改革(本誌31巻1号「イタリアの年金制度」を参照)で廃止されている。

2. 沿革

イタリアの公的年金の端緒として挙げられるのは、肉体労働従事者に対して老齢給付を保障した1898年の全国保障金庫の創設である。もっとも、この全国保障金庫への加入は任意であり、強制保険への転換は1919年だった。当時の制度概要は、月収350リラ以下の労働者(一部自営業者も含む)に対して、老齢年金、障害年金および遺族年金を支給するというものである。1919年に確立した同システムは、ファシスト政権下の諸法律によって補完され、その後の制度の基礎となっている。

大戦後の公的年金制度の発展としては、まず被保険者の範囲の拡大が挙げられる。1950年に所得の上限が撤廃され、基本的に被用者はすべて公的年金制度の対象となった。また、1950年代から1960年代にかけては、自営農・小作農・折半小作農(1957年)、職人(1959年)および商人(1966年)にも公的年金制度への加入が義務付けられた。この時期には、低額の年金を一定額まで増額し補完する最低手当の措置も導入されている(1952年)。

1960年代から1970年代には、普遍主義の傾向が強まった。こうした傾向を表すものとして典型的なのは、1965年の社会基金の創設である。社会基金は、1969年導入の社会年金(65歳以上の低所得者に対する給付)の支給など、租税を投入して運営されるものであった。同基金は1989年に廃止されたが、その役割は後述のINPS(全国社会保障機関)のもとに設置された、GIAS(扶助措置・保障事業支援事業)に引き継がれている。

財政のバランスを欠く給付が支給されるようになったのもこの時期である。たとえば、退職直前の5年間の平均報酬に基づいて年金額を算定する報酬方式の導入(1968年)や年齢ではなく退職の事実と就労期間(15年から35年)を要件とする年功年金の導入(1969年)などである。

しかし、こうした「寛大な」措置は、とりわけ少子高齢化の問題が深刻になるにつれ、イタリアの公的年金制度の財政にとって大きな負担になった。1990年代以降の諸改革は、従来の不合理なシステム

を修正し、過度の支出を抑える措置を実施している。このような修正としては、受給年齢の引上げ（男性65歳、女性60歳へ）や保険加入期間・保険料納付期間の拡張（20年へ）といった老齢年金受給要件の見直し（1992年）、1996年1月1日以降の新規採用者に対する拠出方式・新老齢年金の導入および年功年金・最低手当の廃止、ならびに、1995年12月31日までの既就労者に対する年功年金の要件の見直し（年齢要件の導入等）および報酬方式の修正（算定の基礎となる参照報酬を全就労期間の報酬に拡大。以上、1995年のディーニ改革）などがある。また、労働形態を偽って保険料負担を不当に逃れる者が増加したため、いわゆる準従属労働者（法的には自営業者であるが、経済的従属性に鑑みてこのように呼ばれる）に対して強制保険制度が拡張された（1993年）。

他方で、公的年金制度を補完するものとして、補足的保障制度も創設された（1992年）。この制度の加入者は伸び悩んできたが、2004年および2005年にてこ入れのための改革が実施され、現在ではかなり増えつつある（1998年末時点で、推定加入者が100万人強程度であったものが、2016年末時点では約779万人となっている）。

3. 制度体系の概要

1で述べたとおり、イタリアの公的年金制度は、被用者および自営業者の大部分を対象とする報酬比例年金である。従来の公的年金制度は、職業ごとに年金事業や年金基金・金庫が乱立してきたが、近年の諸改革により、これを統一し、制度を合理化することが目指されている。無償で家政活動を行う16歳以上65歳以下の男女（いわゆる主夫・主婦）には、特別基金（主婦保障基金）が用意され、任意加入の途が開かれている。

一方、2階部分である補足的保障制度は、就業者から無収入者（労働所得を欠くが潜在の対象者とされるのに実質的に妨げがない主体）までを広く対象とする任意加入の制度である。財政方式は、積立方式を採用している。制度の運営主体である年金基金のタイプには、労働協約や就業規則によって企業単位等で設立される交渉型基金（閉鎖型基金）が存在することからして、補足的保障制度は、企業年金としての性格を含むものといえよう。ただし、後述の

通り（9参照）、企業を単位とするものは部分的であり、単に私的年金と考えるのが適切と思われる。

4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

(1) 給付算定方式等

給付算定方式は基本的に2種類ある。就労引退前の報酬にもとづいて年金額を算定する報酬方式と、納付した保険料額に年金額を連動させる拠出方式である。

まず、報酬方式とは、報酬に直接に関連させて給付額を決定する方式であり、具体的な年金の支給額は、下記の式により算定される。

$$\text{年金額} = \text{現役時代の年収額の平均} \times \text{保険料納付年数 (最高40年)} \times \text{支給率 (原則2\%)}$$

年金の支給額の算定となる現役時代の平均年収額は、基本的に全就労期間が参照されるが、拠出期間や労働開始日によって、退職前の5年もしくは10年の年収が算定基礎となる場合もある。

一方、拠出方式とは、納付した保険料の額を基礎とする算定方法であり、次のようになる。

$$\text{年金額} = \text{拠出総額} \times \text{転換指数}$$

拠出総額は、年収に算定率（被用者の場合33%）を乗じた額を、全就労期間についてすべて足して算出する。この拠出額とは、あくまで計算上のものであり、実際に保険料が積み立てられているわけではない。転換指数は、年金受給開始時における受給権者の年齢に応じて異なり、受給開始年齢が高いほど、転換指数も高く設定されている。転換指数は、2010年以降3年ごとに引き下げる方向で見直しがされており、2016年から2018年の3カ年については、57歳の4.246から70歳の6.378までとなっている。

2011年のフォルネーロ改革では、公的年金制度にいつその衡平性をもたせるために、2012年以降の保険料納付分について、完全に拠出方式に切り替えることになった。この結果、現在保険料を納付する現役の就労者で、今後報酬方式のみを適用される者は存在しなくなっている。

最後に、給付には原則として物価スライドが適用されるが、フォルネーロ改革では、2012年および2013年の2カ年につき最低手当の3倍を超える額の年金について同スライドを適用しない措置が取られ

ていた。これが、2015年憲法裁判所判決70号によって違憲とされたため、この2年間について、最低手当（表の説明を参照）額の3倍超6倍までの額の年金には遡及的に低率の物価スライドを適用し、全くスライドを適用しないのは6倍を超える額の年金に限定することとした（2015年法律委任65号）。2014年以降は、最低手当額の3倍を超える額の年金について低率の物価スライドを適用する仕組みとなっている（2014年から2018年について2013年法律147号および2015年法律208号、2019年以降について2000年法律388号）。

(2) 支給開始年齢

老齢年金の受給年齢は、2011年のフォルネーロ改革以降、政策上もっとも関心を持たれているテーマの1つである。

受給年齢に関する同改革の概要は、2018年以降、老齢年金の受給年齢を、性別や就業状態にかかわらず原則として66歳に引き上げるというものであった。なお、この年齢は、平均寿命の延びによって2年ごとに調整されることになっており、実際の受給年齢は、2018年は66歳7か月、2019年は67歳である。

ただし、フォルネーロ改革による受給年齢引上げが完全実施される2018年を前に、この年齢要件には、例外が多く設けられることとなった。

具体的には、①繰上年金として、(1)1995年以前の加入実績がある者については、保険料納付要件(2018年の場合、男性42年10カ月以上、女性41年10カ月以上)および従属労働関係の解消要件を充足すれば、年齢に関わりなく、(2)1996年以降の加入者については、保険料納付要件(20年以上)および年金受給額要件(社会手当の2.8倍以上。社会手当については、表の説明を参照)を充足すれば、63歳(同年齢も、平均寿命の延びによる調整を受け、2018年の場合は63歳7か月となる)から、②社会的繰上年金として、一定の失業者・障害者、一定の障害者たる親族を介助する者、一定の重労働(看護師、トラック運転手等)に一定期間従事していた者については、一定の保険料納付要件(労働者によって、30年以上または36年以上。なお、子をもつ女性労働者については、この期間を子1人につき1年間、最大2年間まで短縮できる)を満たせば、63歳で(ただし、2018年ま

での試験的措置)、③一定の過重労働・夜間労働従事者については、年齢と保険料納付年数の合計が一定年数以上あることを要件に、法定受給年齢前の早期受給を認める措置(このほか、③の労働者については、2019年についても受給年齢を66歳7カ月に据え置く措置もある)、④19歳未満で就労を開始した者については、41年間(同期間は、2019年以降平均寿命の延びに応じてより長くなる予定)の保険料納付で年齢に関わらず受給可能な措置、等である。

また、実際には老齢年金を担保とする貸付けであるが、⑤任意繰上年金という仕組みもある。これは、63歳以上であって、保険料納付期間が20年以上あり、受給予定の老齢年金額が最低手当の1.4倍(もしくは、1996年以降の加入者は、社会手当額の1.5倍)以上ある者は、最低150ユーロから最高で受給予定の老齢年金額の75%から90%まで(繰上が早いほど割合が低い)を銀行から借りられるというものである(この仕組みの利用者が返済前に死亡した場合には保険等でカバー。なお、2019年までの試験的措置)。

このうち、①以外の措置は、すべて2017年または2018年の予算法(それぞれ2016年法律232号および2017年法律205号)で採用または追加・修正されたものであり、フォルネーロ改革による受給予定者への打撃を緩和しようという動きとみられる。

なお、老齢年金の受給には、年齢要件以外の要件もある。具体的には、(ア)1995年までに年金制度加入実績のある者については、上記年齢要件のほかに、年金受給開始時点における従属労働を解消しており、かつ原則として20年(一定のケースにおいて15年)以上の保険料納付期間があるという要件を満たすことが必要である。また、(イ)1996年以降の加入者については、上記(ア)の諸要件に加えて、年金額を計算してみて社会手当の1.5倍以上あること、もしくは、上記(ア)の要件にかかわらず、70歳(この年齢も、平均寿命の延びの調整を受け、2018年については70歳7か月)以上かつ5年以上保険料を納付したことが求められる。

5. 負担、財源

財源は基本的に保険料で賄うが、保険料に対応しない給付(たとえば、前掲の社会的繰上年金等)については租税が投入される。

保険料は、労働者のカテゴリーごとに決定される。まず、被用者ならば、賃金（税控除前）の33%である（使用者負担23.81%、被用者負担9.19%、2018年）。一方、自営業者の保険料率は、事業収益の多寡や年齢、就業の状態に応じて異なる。これまでのところ、自営業者の保険料率は、従属労働者に近づける形で引き上げられてきたが、同引き上げは、2018年で頭打ちの予定である。この結果、2018年以降は当面、職人は24%、商人は24.09%（21歳以下については、前記から税率を3%軽減）、また準従属労働者等は従属労働者と同じく33%となる。保険料は、職人や商人、自営業については自営業者自身が全額負担するのに対して、準従属労働者の場合は、保険料の3分の2を注文主が負担し、労働者本人負担分は3分の1のみである。

6. 財政方式、積立金の管理運用

拠出方式にせよ、報酬方式にせよ、公的年金制度については賦課方式で運営されている。

7. 制度の企画・運営体制

年金制度の企画は、労働社会政策省（2018年4月現在）が担当している。

公的年金制度を運営する中心的な機関はINPS（全国社会保障機関）である。INPSは国から独立した公社であり、すべての民間労働者、公社の職員、自営業の一部などに関する年金事業を担っている。このほか、特殊な労働者や自由専門職（ジャーナリストや興行労働者、医師等）などについては、独自の基金・金庫が存在する。

8. 最近の論議や検討の動向・課題 （今後の見通し、評価を含む）

ここ数年のイタリアは、フォルネーロ改革による老齢年金の受給年齢引上げの完成年である2018年を迎えるにあたって、同改革の是非が改めて議論されていた。

まず、フォルネーロ改革は、少子高齢化による保険料収入の減少と給付の増加、そしてその結果として生じるはずの公的年金の受給額の低下を、受給年齢の引上げ（これは、保険料納付期間の長期化および老齢の年金受給期間の短期化を伴いやすい）

によって少なくとも建前としては回避したといえる（たとえば、フォルネーロ改革前の平均的な受給ケースとされる35年保険料納付・63歳受給の場合で、所得代替率は、2030年頃に労働者で約50%と予想されていたが、同改革による年金受給年齢の引上げの効果で、2040年の所得代替率は、38年保険料納付・65歳11か月受給のケースで61.3%と改善が予想されている）。

しかし、結局のところ、長期の労働を前提とするこうした建前は、一定の労働者（長期労働が困難な重労働従事者や不安定雇用の労働者等）には必然的に、また伝統的に就労意欲の低いイタリアの高齢者（2005年と古いデータではあるが、就労者の49.2%ができるだけ早く年金を受給したいと回答したのに対し、できるだけ働き続けたいとの回答はわずか3%にすぎなかった）にとっては一般的に、現実的でない場合が多い。つまり、多くのイタリア人にとって、フォルネーロ改革後は、低い水準の公的年金を、これまでより高齢にならなければ受給できないというのが現実と思われる。

そこで、同改革による打撃を和らげるものとして政策上注目されたのが、各種の早期受給措置（4(2)参照）、そして低所得者等への所得保障である。後者の例としては、新興市民政党である5つ星運動が主張した「市民所得reddito di cittadinanza」やベルルスコーニが提案した「尊厳所得reddito di dignità」等、さまざまな案として現れたベーシックインカム（の仕組みが代表的であろう。また、新しい公的扶助制度であるREI（「包摂のための所得reddito di inclusione」）も2018年から施行されたところである（2017年委任立法147号）。

就労を前提としない社会保障制度が長期には定着してこなかったこれまでのイタリアにおいて、かかる動きは比較的特異であり、今後の動向が注目されよう。

9. 企業年金（私的年金）

(1) 補足的保障制度の形式

3で触れた補足的保障制度は、現在は2005年改正（2005年12月5日委任立法252号。以下「2005年法」という）の規定により動いている。同改正では、補足的保障制度は、(i)交渉型基金（または閉鎖型基金。

就労者集団や地域等、一定の集団ごとに設立される基金)、(ii)開放型基金(銀行や保険会社等が設立する基金。一定集団単位での加入と個人単位での加入のいずれも可能)、(iii)PIP (Piano Individuale Pensionistico, 個人型年金プラン。保険会社だけが設定できる特殊な生命保険契約)、(iv)既存型基金(1992年の補足的保障制度の創設前からすでに存在した私的年金基金)および(v)FONDINPS(集団的な加入方法のない産業や企業に属する者のためにINPS下に設立された基金。後述の退職一時金の積立金を移換することが可能)の5つの形式により提供すると整理されている。

(i)や(ii)の一部、(v)等のように、一定の集団を単位とする加入方法は、集団補足年金方式とされ、後述のように、退職一時金(退職手当trattamento di fine rapporto。以下、「TFR」という)の積立金を移換できる点や対象者の点(集団補足年金方式の方が若干狭い)等で、個人単位での加入方式(個人補足年金方式と呼ばれる)と区別される。

なお、1992年の制度提案直後に整備された当初の補足的保障制度(1993年委任立法124号によるもの)の形式は、このような選択肢を備えておらず、(i)ないし(ii)の基金形式に限られていた。しかしその後、補足的保障制度の加入者数が伸び悩んだことから、基金優遇(とりわけ(i)の交渉型基金の優遇)は、むしろ競争阻害要因と捉えられるようになっていく。これを受けて、2005年法では、(i)の交渉型基金の設立をより広い範囲の主体に認め、また、(iii)から(v)のような多様な形式を加えるなどして、同制度の形式の再構築を図った。このように、2005年法は、利用形式の拡大によって、対象者のニーズに応じた多様な保障方式が提供されるよう制度変更したと思われる。

(2) 補足的保障制度の財政確保措置

補足的保障制度についてとくに注目されてきたのが、同制度へのTFRの積立金の移換である。

TFRは、イタリア民法典2120条において、あらゆる従属労働関係の解消に労働者が請求権をもつとされる退職一時金である(公務員については別の仕

組みがある)。額は、当該労働者の年収を13.5で割った値を上限として、これに勤続年数を掛けることで算定する。

1993年法による補足的保障制度の始動以降、このTFRの積立金を補足的保障制度の財源として活用することができるようになっていく。とくに、2004年法律243号(いわゆる「ベルルスコーニ＝ロマーニ改革」)では、労働者が特段の意思を表示しないときには補足的保障制度へ加入したものとし、併せてTFRの積立金を補足的保障制度へ自動的に移換することになったこと(「黙示の合意」と呼ばれる)、より強力なものとなった(2005年法以降は、前記の通り、TFRの積立金の移換先は、集団補足年金方式に限定されている)。

ところが最近、2015年内閣総理大臣令29号で、これまでの施策と矛盾するようなTFRの積立金に関する新たな仕組みが導入された。すなわち、労働者が明示的に意思表示をすれば、TFRを毎月の賃金として受け取れるというものである。この選択肢の導入により、TFRの積立金が補足的保障制度の原資となる可能性は、相対的に小さくなる。かかる措置を、補足的保障制度の加入促進策との関係で整合的に理解できるのかについては疑問が多いと思われる。

.....

主な参考文献

- BASSO S., Busetta A., Iacoucci R., Vittori P., (2005), *Invecchiamento e mercato del lavoro: due nuove indagini sul campo*, Dipartimento di Scienze demografiche dell'Università "La Sapienza", Roma
- COVIP (2011), *Guida introduttiva alla previdenza complementare*, Roma
- Ministero dell'Economia e delle Finanze (2016), *Le tendenze di medio-lungo periodo del sistema pensionistico e socio sanitario*, Roma
- 中益陽子(2016) イタリアにおける公的年金と私的年金の連携, 厚生労働省科学研究費補助金研究成果報告書「老後所得保障における公的年金と私的年金の連携に関する比較法研究」(代表: 森戸英幸, 文献番号: 201601014A)
- ※本文の私的年金に関する叙述は、上記厚生労働省科学研究費補助金の助成を受けた研究成果を利用しています。